

周南市外郭団体改革方針

平成22年1月

周南市市長公室

1. 趣旨

外郭団体は、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応し、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用することにより、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・効果的に行うために設立されたもので、行政を補完・代行し、公的サービスを安定的に提供する上で重要な役割を担っています。

しかし、規制改革や地方分権をはじめとする国の構造改革が進められ、さらには指定管理者制度の導入など、ここ数年、行政や外郭団体を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。

このような状況を受けて、平成17年6月に「外郭団体ガイドライン」(第1次ガイドライン)を策定し、市と外郭団体との緊密な連携のもとに、環境の変化に対応すべく改革の推進に取り組んできたところですが、その間にも景気の低迷による地方公共団体の慢性的な財源不足が進み、さらには平成20年8月の米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機は、本市の財政にも非常に大きな影響を与えたところです。

また、公益法人制度改革の実施や国による第三セクター等の抜本的改革等に関する指針の策定など、従来にも増して変革が必要な状況となってきました。

現下の状況への対応はもちろんのこと、本来独立した経営主体である外郭団体は、民間事業者と同様に、経営的視点から自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤を確立することが求められることから、先に策定した外郭団体ガイドラインの見直しを図り、引き続き市と外郭団体の緊密な連携のもとに、時代に即した改革の推進に取り組むため、この方針を策定しました。

2. これまでの取り組み

第一次ガイドラインでは「民間との競合」、「団体のメリットを生かした事業、サービスの展開」、「コストの削減」、「自主財源の拡充」の視点から、12項目の検討事項を定めて推進してきました。

この間、指定管理者制度の積極的な導入や外部委託、契約方法の見直しなどの改善のほか、独自の給与制度の導入や定期昇給の停止など、各外郭団体がそれぞれ実施可能な方法により、積極的な経営改革に取り組んできましたが、冒頭に記したように、外郭団体を取り巻く状況は依然として厳しいものといえ、更なる改革を必要とする状況となってきました。

3 . 周南市外郭団体改革方針に基づく具体的な見直しの実施

見直し等の対象となった外郭団体においては、本方針の趣旨を尊重し、業務全般にわたり積極的な見直しに努めるものとする。

改善策の策定及び実施に関しては、各外郭団体が中心となっていくこととなるが、市の所管部局においては経営改善計画の策定や具体的な改善の実施において必要な協力を行なうこととする。

4 . 対象団体

本方針の対象となる外郭団体は、第1次ガイドラインにおいて対象団体としている以下の団体とする。

対象団体
社会福祉法人周南市社会福祉事業団
社会福祉法人周南市社会福祉協議会
特例民法法人周南市ふるさと振興財団
特例民法法人周南市文化振興財団
特例民法法人周南市体育協会
周南市国民宿舎運営協会
周南市太華荘運営協会
周南市交通安全対策推進協議会
特例民法法人周南市医療公社
かの高原開発株式会社
大津島巡航株式会社
周南市土地開発公社

5 . 見直し実施期間

平成22年度から平成26年度まで

6 . 見直しの視点

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが変化、多様化する中で外郭団体がこれまで担ってきた役割や事業が現在の状況に適合しているか、また、目的に沿った事業を

更に進めていくためには、どのような改善を行っていく必要があるか等について以下のような視点から検証し、各団体の点検と改善を進め、効果的で質の高いサービスの提供に努めることとする。

事業及び外郭団体の必要性

事業及び外郭団体の統廃合による経営基盤等の強化の可能性

行政関与の必要性

コスト削減やサービスの質等の向上への取り組み

自主・自立への取り組み

7. 具体的な検討事項

(1) 市が取り組む事項

財政的関与の見直し

団体の経営努力を促進し、自主性、自立性を高める必要性から、外郭団体に対する財政的関与は、必要最小限のものとする。

利用料金制度の検討

外郭団体が指定管理者として公の施設の管理運営を実施している施設については、利用料金制の導入によりサービスの質の向上や、団体の自主的な経営努力による収支改善に繋がると判断される場合においては、積極的な導入を図ることとする。

第三セクター等経営評価検討委員会による経営状況の評価

周南市第三セクター等経営評価検討委員会の評価対象となる団体に対する、当該委員会からの経営改革案の提示があった場合には、本指針による改革とあわせて、提示された経営改革案に対して積極的な対応を行うこととする。

団体の統廃合

事業目的の類似が見られる団体や、統合により公益性の拡充や経営基盤の強化等が期待できる団体については統合を検討し、当初の設立目的を達成したと判断される団体や、存在意義が薄れたと判断される団体については廃止を検討する。

また、団体の統合の他に共通事務の共同化（事務の合同実施やコンピュータソフトウェアの共通化等）についても検討する。

(2) 外郭団体が取り組む事項

第一期経営改善計画の検証

第一期経営改善計画に掲げた各項目について検証を行い、未達成の項目については第二期経営改善計画に掲載し、引き続き改善を実施することとする。

事務事業の見直し

社会を取り巻く環境が急速に変化している中で、事務事業についても常に見直しを図っていくことが必要である。

このため、市が毎年実施している行政評価の仕組みを参考として、団体においても各事務事業の評価を実施し、実施意義の薄れてきた事業等の統廃合や効果的な事業を行うための改善を実施し、団体の本来の目的にあった事業への資源（ひと・もの・かね）の再配分を進めていく。

団体の統廃合の検討

市が取り組む事項に記載された内容に沿って、各団体においても団体の統廃合について検討を行う。

人事・給与制度の見直し

第1次ガイドラインに基づき各々の団体で人事・給与の見直しが実施されてきたが、引き続き各団体において必要と判断される事項については、継続して実施することとする。

職員定員管理計画の策定

職員定数については、限られた財源の中で効果的な事業を実施していく上で計画的な管理が必要な事項であり、各団体における事業計画等と連動した職員の定員管理計画を策定し、定員の適正化に努める。

自主財源の確保

自主・自立的な経営基盤を確立していくためには自主財源の確保が欠かせないものであり、新たな事業の展開や収入の確保等独自の経営努力により、市からの補助金や委託金以外の自主財源の確保に努める。

人材育成の推進

より質の高いサービスの提供には職員の専門性の向上が必要であり、質の高いサービスの提供により、団体の経営基盤の強化を図ることが可能となることから、必要な研修の実施や人材の登用等について積極的な実施が必要で

ある。

このため、人材育成計画を作成し計画的な実施に努める。

利用者満足度調査の継続的实施

利用者の声を事務事業の改善に反映させることは、利用者の増加やサービスの質の向上、施設の改善につながると考えられることから、毎年度定期的に利用者満足度調査を実施する。

情報公開の推進

外郭団体は、市とは別の団体ではあるが、市からの出資や財政上の支出、人的支援もあり、その保有する情報については今以上の公開が必要である。

このため、ホームページでの公開や広報紙での公開など、現在の公開方法をより進める形での実施を行う。

特に、予算や決算、職員給与費などの財政情報や、利用者満足度調査の結果などについては積極的な公開に努めるものとする。

公益法人制度改革への適切な対応

公益法人制度改革への対応に関しては、平成25年11月末までに実施する必要があるが、公益財団法人等への移行に関しては相当な準備が必要となることから、早期の対応が必要である。

このため、公益法人制度改革への対応計画を策定し、期限までの確実な対応を図るものとする。

8. 経営改善計画の策定

各外郭団体は本指針に基づき、市所管部局と調整を図りながら、それぞれの団体の状況を踏まえた経営改善計画を策定し、具体的な経営改善を実施するものとする。

経営改善計画の策定にあたっては、各取り組みに対して年度ごとの具体的な達成目標を設定するとともに、取り組みの工程表も併せて作成し、着実な改善に努めるものとする。

なお、第1次ガイドラインに基づいた経営改善計画以外で独自の経営改善に関する計画を有する団体（今後作成する予定の団体を含む）においては、当該計画の内容が本指針の趣旨に沿ったものである場合は、当該計画をもって、本方針に基づく経営改善計画にかえることができるものとする。

9 . 進行管理

所管部局においては外郭団体の自主性・自立性に配慮しながらも、本指針の着実な推進を図るため、次により必要な支援や指導、進行管理を行う。

- (1) 所管部局は、経営改善計画の策定及び実施について必要な支援等を行う。
- (2) 所管部局は、経営改善計画に掲げられた各項目の実施状況や所管団体の経営状況を的確に把握し、必要な指導・調整等を行う。
- (3) 行政改革推進担当課は、本指針の対象となった外郭団体の経営状況等に関して、総括的な検討を行い、外郭団体に対する市としての方向性を検討する。